

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(162) ー略ー</p> <p>(163) 毒物及び 毒物劇物 <u>20,600円</u>  劇物取締法（昭 製造業又  和25年法律第 は毒物劇  303号) 第 4 条第物輸入業  2 項の規定に基 の登録の  づく毒物又は劇 申請経由  物の製造業又は 手数料  輸入業の登録の  申請に係る経由</p> <p>(164)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(162) ー略ー</p> <p>(163) 毒物及び 毒物劇物 <u>20,700円</u>  劇物取締法（昭 製造業又  和25年法律第 は毒物劇  303号) 第 4 条第物輸入業  2 項の規定に基 の登録の  づく毒物又は劇 申請経由  物の製造業又は 手数料  輸入業の登録の  申請に係る経由</p> <p>(164)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>

## 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、次のとおりとする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、次のとおりとする。
米沢市 <u>198人</u>	米沢市 <u>200人</u>
—略—	—略—
天童市 <u>125人</u>	天童市 <u>127人</u>
東根市 <u>92人</u>	東根市 <u>96人</u>
—略—	—略—